

# 尾久小学校PTA規約

# 尾久小学校 P T A 規約

## 第一章 名称

第一条 この会は、荒川区立尾久小学校 P T A と称し、事務所を荒川区立尾久小学校に置く。

## 第二章 目的

第二条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭、学校、社会における児童、青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

## 第三章 方針

第三条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- 一、児童、青少年の教育ならび福祉のために活動する他の団体及び機関と協定する。
- 二、特定の政治や宗教によることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- 三、この会、またはこの会の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 四、学校の人事、その他管理に干渉しない。

## 第四章 会員

第四条 この会の会員になることのできるものは、尾久小学校に在籍する児童の保護者及び教職員とする。

また児童入学と同時に入会、卒業と同時に退会とする。

第五条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

## 第五章 会計

第六条 この会の経費は、会費・その他の収入でまかなう。

第七条 会員は、年度ごとに会費を納めるものとし、その金額は総会において決定する。また一度納入された会費に  
関しては転出があつた場合にも返金は行わない。

第八条 この会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

## 第六章 役員

第九条 この会の役員は当会会員より選出し次の通りとする。

会長 一名

副会長 二名以上

幹事団 四名以上

書記 四名以上

会計 二名以上

第十条 役員は、四月一日より就任し、任期は基本二年とする。ただし留任（役員会で承認された場合）は妨げない。

また、役員を任期務めた場合は実行委員、一家庭一役を五年免除とする。

第十一条 役員に欠員が生じた時は、新たな候補者を学級選考委員会が当会会員より選出し、

実行委員会において承認を受けなければならない。その任期は、前任者の残りの期間とする。

第十二条 諸事情（役員会で承認された場合）により、PTA役員二年任期のうち、満一年のみ務めた場合は

実行委員を三年免除とする。

第十三条 役員の任務は次の通りとする。

会長 この会を代表し会務を総括する。

副会長 会長を補佐し、会長不在の場合代理を努める。

幹事団 PTA役員会・実行委員会の運営補佐をする。

書記 この会の記録及び各会合について通知する。

会計 この会のすべての金銭の収支、その他の財産を管理する。

第十四条 この会に役員会を置く。

- 一、役員会は、役員・校長・副校長を似て構成する。
- 二、役員会は、この会の基本的問題の討議、諸事項の推進をはかるとともに、緊急事項を処理する。

## 第七章 会計監査委員

第十五条 この会に会計監査委員を置く。

- 一、会計監査委員は、役員経験者（児童卒業者含む）二名、教職員一名により構成する。

なお、教職員一名については 教職員の互選により選出決定する。

第十六条 会計監査は本会の経理及び決算の監査を少なくとも毎学期一回行い、その結果を報告する。

第十七条 会計監査委員は、四月一日より就任し、任期は一年とする。但し、留任（役員会で承認された場合）は妨げない。

## 第八章 役員、会計監査委員、学級選考委員会

第十八条 この会に役員、会計監査委員、学級選考委員会を置く。

第十九条 学級選考委員会は、つぎにより構成する。

- 一、各学級の中より、互選により一名ずつを選出する。学年単位での調整も可能とする。
- 二、教職員の中より互選により二名を選出する。
- 三、役員は相談役として参加できる。
- 四、学級選考委員は、次年度役員を選出事務一切を行い、被選出者の同意を得て最終実行委員会に報告し、承認を求める。

第二十条 学級選考委員会の任期は一年とするが、再任（役員会で承認された場合）は差し支えない。但し学級選考委員会の任期は、最終実行委員会に選出を報告、承認を求めることが完了しない場合には、次年度の総会において報告、承認を求めるまで延長するものとする。

第二十一条 役員選出は細則に基づき決定する。但し教職員からの役員については教職員の互選により選出するものとする。

## 第九章 総会

第二十二条 総会は全会員を以て構成され、この会の最高決議機関とする。

第二十三条 総会は定例総会及び臨時総会とする。なお、総会審議は書面（電磁的記録を含む）によることができるものとする。

一、定例総会 新役員を紹介、会員に関する報告及び前年度の決算報告の承認、年度予算、

その他の重要事項に関する議案の審議決定を行う。

二、臨時総会 実行委員会が必要と認めるとき、または、会員五分の一以上の要求があったとき開催する。

第二十四条 総会の定足数は、会員数（教職員も含む）三分の一以上の出席とし、委任状も出席とみなすものとする。

第二十五条 総会の議案書は、定例総会においては一週間前、臨時総会においては三日前に全員に配ることを原則とする。

第二十六条 議長団は、その都度役員以外の会員の中から選出する。

第二十七条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

## 第十章 実行委員会

第二十八条 実行委員会は役員、学級選考委員会及び・広報・生活の各委員長及び校長・副校長で

構成し、一斉委員会・一学期末・二学期末・三学期末の年四回の開催を基本とする。

第二十九条 実行委員会の任務は次の通りとする。

一、新役員の承認

二、総会に提出する報告書の作成

三、総会によって決定された活動方針及び事業計画の実行

四、各委員会で立案された計画の検討

五、その他、本委員会で必要と認められた事項の実施

第三十条 実行委員会は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

第三十一条 実行委員会は、委員の現在数の三分の一以上出席しなければ成立しない。

第三十二条 実行委員会の議事は出席者の過半数で決する。

## 第十一章 各委員会

第三十三条 この会の目的を達成するために次の委員会を置く。

一、学級選考委員会 各学年、学級保護者間の連絡をはかり学級活動を通して、この会の活動を進める。

また必要に応じて役員選出に関する選考活動を行う。

二、広報委員会 P T A だより等の発行による広報活動を行う。

三、生活委員会 全児童の校外における生活及び安全指導に協力する。

校庭利用の運営を行う。

第三十四条 各委員会は、役員活動を補佐する。

第三十五条 各委員会委員は、各学級より一名を選出し、任期は一年とする。但し留任は妨げない。なお、委員に欠員が生じた

場合は、その選出母体(学級)より補充する。学年単位での調整も可能とする。



第三十六条 会員は、原則として六年間に一期以上、何れかの委員に就任するものとする（但し、役員を一期以上務めた場合、任期終了後五年間はこの限りではない。）

第三十七条 卒業対策委員は、実行委員には含まれない。

## 第十二章 慶弔規定

第三十八条 本PTA会員の慶弔に関する規定は内規で定める。

第三十九条 内規は、年度初めの実行委員会の決議により決めることができる。

## 第十三章 個人情報取扱い

第四十条 PTAとしての名簿作成は行わず、活動の必要性に応じて学校に開示要請し、認められた場合には責任をもって取り扱う権限を有する。

## 第十三章 改正

第四十一条 本会規約は総会において出席会員の三分の二以上の賛成により改定することができる。

第四十二条 この会は、必要に応じ細則を定めることができる。

第四十三条 予算の流用は、総会において承認を得るものとする。総会決定以外の予算の流用は実行委員会の承認を得る。

平成三十年四月二十日改正

# 尾久小学校PTA役員選出細則

第一条 本細則は、規約第四十一条に基づき定めるものである。

第二条 学級選考委員会は規約第十九条により選出された者を以て構成し、組織及び任務は次による。

一、委員長は学級、選考活動を兼務し委員の保護者の中より互選により一名選出する。

副委員長は委員の保護者の中より互選により二名選出する。

二、委員長の任務は、会議を招集し委員会を代表してこれを主催する。副委員長は委員長を補佐し、

委員長が職務を務められない場合にはその任務を代行する。

三、学級選考委員会の定足数は過半数以上とする。但し委任状は認めない。

四、選考活動に対して欠員がある場合には、学級選考委員が候補者として推薦される事を妨げない。

第三条 役員・会計監査委員候補の推薦ならびに立候補は次による。

一、推薦及び立候補者の届出締切り期日を決定し、全会員に告示する。

二、各学級に対して、候補者の推薦を求める。

第四 条 役員選出のための選考は次により行う。

一、各学級からの推薦候補者の中より役員を選考する。

二、役員に欠員ができたときは、その選出母体（保護者、教職員）より選出し推薦する。

第五 条 本細則は総会において出席会員の三分の二以上の賛成により改正することができる。

平成二十九年四月一日改正

## 「一家庭一役」細則

第一条 全ての会員（教職員を除く）が相互に協力することにより、PTA諸活動の円滑な推進を図るため

「一家庭一役」を設ける。

第二条 会員は、原則として一年度に一回以上、学校内・外の諸活動に参加・協力するものとする（但し、役員を一期

（二年）以上務めた場合、任期終了後五年間はこの限りではない。）

第三条 一家庭一役の対象となる行事は、年度ごとに実行委員会で定めるものとする。

# 尾久小学校校庭利用委員会細則

## (設置)

第一条 荒川区教育委員会校庭利用実施要項に基づき、尾久小学校校庭利用委員会を置く。

## (名称)

第二条 この会は尾久小学校校庭利用委員会といい、尾久小学校PTA実行委員会内に生活利用委員として設ける。

## (目的)

第三条 この会は本校児童の安全かつ健全な遊び場として、校庭を利用するにあたり、その円滑な実施を目的とする。

## (組織)

第四条 この会はPTAを主体とする。

## (業務)

第五条 この会は、第三条の目的を達成するため、尾久小学校長の承認を受け、次に掲げる事項を実施する。

- 一、 利用施設とその利用方法の審議決定
- 二、 校門その他への標識掲示
- 三、 校庭利用実施期日と時間の設定

- 四、利用者禁止事項の決定ならびに変更
- 五、校庭利用指導員（以下「指導員」という）の推薦
- 六、校庭利用に必要な地域各種団体との連携と協力態勢の推進
- 七、指導員の服務に関する事
- 八、事故発生の際の処置
- 九、その他校庭利用実施に必要な研究と調査

（会議）

第六條 校庭利用委員会は委員長が必要に応じて招集し、会の運営業務を審議決定する。

第七條 委員会は委員長が招集し、業務の企画・立案ならびに校庭利用委員会で決められたことの実施に当たる。

（実施）

第八條 校庭利用委員会で企画・立案し内容が決定したら、PTA実行委員会に上程し審議をうけ、可決された後実施する。

（指導員の設置）

第九條 この会には毎年四月、区教委から依頼された指導員若干名を置く。

(指導員の任務)

第十條 前条の指導員の仕事は次のとおりとする。

一、校庭利用実施中を示す標識の掲示

二、備品の管理と保全

三、個人及びグループによる子どもの遊びを監督したり、相談相手となったり、安全保持のための指示を行う。

四、部外者に注意を与えて校外へ出てもらう。その指示に従わない場合は会長に連絡をする。

校舎裏側、非常階段などを見てまわり、違反者があれば注意して、所定の位置で遊ばせる。

第十一條 第六条第一項指定の施設は次のとおりとする。

一、指定の遊び場は、プール及び校舎で区切られた、目の届く校庭とする。

平成三十年四月二十日改正

# 尾久小学校PTA慶弔会計細則

第1条 慶弔規定を第一表に定める。

第1表 慶弔規定

内 容	対 象	金 額	備 考
病 気 ケ ガ	児 童	3 0 0 0 円	・入院治療の場合 7 日 以 上
	教 職 員	5 0 0 0 円	・自宅加療の場合 2 0 日 以 上
死 亡	会 員 ・ 児 童	5 0 0 0 円と花輪または生花	
	教職員配偶者	3 0 0 0 円と花輪等	
火災見舞金	会 員	5 0 0 0 円	
祝 金	他 校	3 0 0 0 円	一般行事
		5 0 0 0 円	周年行事
	本 校	5 0 0 0 円	
<p>※同じ児童が同一の病気で二回以上入院となる場合、年一回の支出とする。</p> <p>※特別の事情がある場合には、役員会において決定し、実行委員会に報告する。</p>			

平成29年4月1日改正